

関稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴う關係政令の整備等に関する政令 新旧対照条文目次

○ 關稅法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第一条關係）	1
○ 關稅定率法施行令（昭和二十九年政令第五百十五号）（第二条關係）	5
○ 關稅暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第三条關係）	8
○ 關稅割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）（第四条關係）	18
○ 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和四十年政令第二百八十二号）（第五条關係）	30
○ 經濟連携協定に基づく關稅割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第六条關係）	31

改正案	現行
<p>（外国貿易船の入港手続） 第十二条（省 略）</p> <p>2 （省 略）</p> <p>3 法第十五条第一項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の報告を省略することができる。</p> <p>一 積荷に関する事項 積んでいる貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人、荷受人及び船荷証券又は複合運送証券の番号並びに当該貨物がコンテナに詰められている場合にあっては当該コンテナの番号及び当該貨物を積んでいる外国貿易船が当該貨物の船積港を出港した日時</p> <p>二・三（省 略）</p> <p>4 5 7（省 略）</p> <p>8 法第十五条第七項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合に該当する積荷については、これらの事項の報告を省略することができる。</p> <p>一 三（省 略）</p> <p>四 積荷について法第十五条第七項に規定する運航者等が交付する船荷証券又は複合運送証券の番号</p> <p>五・六（省 略）</p> <p>9（省 略）</p> <p>10 法第十五条第八項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる</p>	<p>（外国貿易船の入港手続） 第十二条 同 上</p> <p>2 同 上</p> <p>3 同 上</p> <p>一 積荷に関する事項 積んでいる貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人、荷受人及び船荷証券の番号並びに当該貨物がコンテナに詰められている場合にあっては当該コンテナの番号及び当該貨物を積んでいる外国貿易船が当該貨物の船積港を出港した日時</p> <p>二・三 同 上</p> <p>4 5 7 同 上</p> <p>8 同 上</p> <p>一 三 同 上</p> <p>四 積荷について法第十五条第七項に規定する運航者等が交付する船荷証券の番号</p> <p>五・六 同 上</p> <p>9 同 上</p> <p>10 同 上</p>

事項とする。この場合においては、第八項ただし書の規定を準用する。

一、三 (省 略)

四 積荷について法第十五条第七項に規定する運航者等及び同条第八項に規定する荷送人が交付する船荷証券又は複合運送証券の番号

五・六 (省 略)

(積荷の船卸しの許可の申請)

第十五条の二 (省 略)

2 法第十六条第三項ただし書に規定する許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、積荷の船卸しをしようとする開港の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一、四 (省 略)

五 積荷について法第十五条第七項に規定する運航者等及び同条第八項に規定する荷送人が交付する船荷証券又は複合運送証券の番号

六・七 (省 略)

(外国貿易船等の出港届の記載事項等)

第十六条 法第十七条第一項前段(出港手続)に規定する政令で定める事項(船舶に係るものに限る。)は、船舶の名称、国籍、純トン数、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項(船舶に係るものに限る。)は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の記載を省略することができる。

一 積荷に関する事項 積んでいる貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人、荷受人及び船荷証券又は複合運送証券の番号並びに当該貨物がコンテナに詰められている場

一、三 同 上

四 積荷について法第十五条第七項に規定する運航者等及び同条第八項に規定する荷送人が交付する船荷証券の番号

五・六 同 上

(積荷の船卸しの許可の申請)

第十五条の二 同 上

2 同 上

一、四 同 上

五 積荷について法第十五条第七項に規定する運航者等及び同条第八項に規定する荷送人が交付する船荷証券の番号

六・七 同 上

(外国貿易船等の出港届の記載事項等)

第十六条 同 上

一 積荷に関する事項 積んでいる貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人、荷受人及び船荷証券の番号並びに当該貨物がコンテナに詰められている場合にあつては当該

合にあつては当該コンテナの番号	コンテナの番号
二・三 (省 略)	二・三 同上
2 5 (省 略)	2 5 同上
(不開港出入の許可の申請等)	(不開港出入の許可の申請等)
第十八条 法第二十条第一項(不開港への出入)に規定する許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その許可を受けて出入しようとする不開港の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。ただし、外国貿易船等の航行の便宜その他の事情により他の税関長に提出することができる。	第十八条 同上
一 五 (省 略)	一 五 同上
六 当該不開港において貨物の積卸しをしようとするときは、その貨物に関するイ又はロに掲げるものの区分に応じ、当該イ又はロに定める事項	六 同上
イ 船舶 その貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人、荷受人及び船荷証券又は複合運送証券の番号並びに当該貨物がコンテナに詰められている場合にあつては当該コンテナの番号	イ 船舶 その貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人、荷受人及び船荷証券の番号並びに当該貨物がコンテナに詰められている場合にあつては当該コンテナの番号
ロ (省 略)	ロ 同上
2 5 (省 略)	2 5 同上
(輸出してはならない貨物に係る認定手続)	(輸出してはならない貨物に係る認定手続)
第六十二条の二 (省 略)	第六十二条の二 同上
2 (省 略)	2 同上
3 法第六十九条の三第一項及び第二項の規定による権利者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。	3 同上
一 三 (省 略)	一 三 同上
四 疑義貨物(法第六十九条の二第一項第四号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。)に係る商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段(不正競争防止法(平成五年法律第四十	四 疑義貨物(法第六十九条の二第一項第四号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。)に係る商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段(不正競争防止法(平成五年法律第四十

<p>4 5 6 (省 略)</p> <p>五 九 (省 略)</p> <p>の 内 容</p>	<p>七号) 第二条第一項第一号から第三号まで、第十七号又は第十八号(定義)に規定する商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段であつて、不正競争差止請求権者に係るものをいう。次条第二号において同じ。)の内容</p> <p>4・5 (省 略)</p> <p>五 九 (省 略)</p> <p>(輸入してはならない貨物に係る認定手続)</p> <p>第六十二条の十六 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 法第六十九条の十二第一項及び第二項の規定による権利者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならぬ。</p> <p>一 三 (省 略)</p> <p>四 疑義貨物(法第六十九条の十一第一項第十号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。)に係る商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段(不正競争防止法第二条第一項第一号から第三号まで、第十七号又は第十八号(定義)に規定する商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段であつて、不正競争差止請求権者に係るものをいう。次条第二号において同じ。)</p>
<p>4 5 6 同 上</p> <p>五 九 同 上</p> <p>の 内 容</p>	<p>七号) 第二条第一項第一号から第三号まで、第十一号又は第十二号(定義)に規定する商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段であつて、不正競争差止請求権者に係るものをいう。次条第二号において同じ。)の内容</p> <p>4・5 同 上</p> <p>五 九 同 上</p> <p>(輸入してはならない貨物に係る認定手続)</p> <p>第六十二条の十六 同 上</p> <p>2 同 上</p> <p>3 同 上</p> <p>一 三 同 上</p> <p>四 疑義貨物(法第六十九条の十一第一項第十号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。)に係る商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段(不正競争防止法第二条第一項第一号から第三号まで、第十一号又は第十二号(定義)に規定する商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段であつて、不正競争差止請求権者に係るものをいう。次条第二号において同じ。)</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（少額輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物） 第一条の三 法第三条の三第二項（少額輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。</p>	<p>（少額輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物） 第一条の三 同上</p>
<p>一〇八（省略）</p>	<p>一〇八 同上</p>
<p>九 法の別表第二〇〇八・九九号の二の(一)のBの(c)及び(二)のBの(d)に掲げる物品</p>	<p>九 同上</p>
<p>十 法の別表第二一〇一・〇一及び第二一〇六項に掲げる物品（同表第二一〇六・九〇号の二の(二)のDの(b)に掲げるものを除く。）</p>	<p>十 同上</p>
<p>十一 法の別表第二四類に掲げる物品</p>	<p>十一 同上</p>
<p>十二 法の別表第二五〇一・〇〇号の一に掲げる物品</p>	<p>十二 同上</p>
<p>十三 法の別表第二七・〇九項から第二七・一一項までに掲げる物品</p>	<p>十三 同上</p>
<p>十四 法の別表第二九〇六・一一号に掲げる物品</p>	<p>十四 同上</p>
<p>十五 法の別表第四一類に掲げる物品</p>	<p>十五 同上</p>
<p>十六 法の別表第四二類に掲げる物品</p>	<p>十六 同上</p>
<p>十七 法の別表第五〇・〇一及び第五〇・〇二項に掲げる物品</p>	<p>十七 同上</p>
<p>十八 法の別表第六一類に掲げる物品</p>	<p>十八 同上</p>
<p>十九 法の別表第六四類に掲げる物品</p>	<p>十九 同上</p>
<p>二十 法の別表第七一・一七・九〇号に掲げる物品</p>	<p>二十 同上</p>
<p>二十一 法の別表第九一・一三・九〇号の一及び二の(一)に掲げる物品</p>	<p>二十一 同上</p>
<p>二十二 法の別表第九四〇一・九〇号の一に掲げる物品</p>	<p>二十二 同上</p>

(関税を免除することを適当としない物品の指定)

第十六条の三 法第十四条第十八号(無条件免税)に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品(第一号に掲げる物品にあつては、免税対象物品のうち当該物品を輸入する者の個人的な使用に供されると認められるものを除き、第二号から第十七号までに掲げる物品にあつては、本邦に居住する者に寄贈される物品のうちその者の個人的な使用に供されると認められるものを除く。)とする。

一 三 (省 略)

四 法の別表第二〇〇八・九九号の二の(一)のBの(c)のロに掲げる物品

五 法の別表第二一〇六・九〇号の二の(二)のA又はEの(a)のハの(ロ)に掲げる物品

六 法の別表第四二〇二・一一号又は第四二〇二・二一号に掲げる物品

七 法の別表第四二〇三・二一号又は第四二〇三・二九号に掲げる物品

八 法の別表第六一・〇一項から第六一・一〇項までに掲げる物品

九 法の別表第六一・一一项に掲げる物品のうちパンティストッキング、タイツ及び衣類

十 法の別表第六一・一二項から第六一・一四項までに掲げる物品

十一 法の別表第六一一五・一〇号の一、第六一一五・二一号、第六一一五・二二号又は第六一一五・二九号に掲げる物品

十二 法の別表第六四〇一・一〇号の一又は第六四〇一・九二号の一に掲げる物品

十三 法の別表第六四〇二・一二号の一に掲げる物品

十四 法の別表第六四〇三項に掲げる物品

十五 法の別表第六四〇四・一九号の一又は第六四〇四・二〇号の一若しくは二に掲げる物品

(関税を免除することを適当としない物品の指定)

第十六条の三 法第十四条第十八号(無条件免税)に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品(第一号に掲げる物品にあつては、免税対象物品のうち当該物品を輸入する者の個人的な使用に供されると認められるものを除き、第二号から第十六号までに掲げる物品にあつては、本邦に居住する者に寄贈される物品のうちその者の個人的な使用に供されると認められるものを除く。)とする。

一 三 同 上

四 同 上

五 同 上

六 同 上

七 同 上

八 同 上

九 同 上

十 同 上

十一 同 上

十二 同 上

十三 同 上

十四 同 上

<p>十六 法の別表第六四〇五・一〇号の一に掲げる物品 十七 法の別表第六四〇五・九〇号の一の(一)又は(二)のAに掲げる物品</p>	<p>十八 本邦に入国する者がその入国に際して携帯し、又は別送して輸入する物品</p>	<p>十九 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第十四条 第一項（沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除）の旅客が同項の小売業者から同項の旅客ターミナル施設等において購入した物品又は当該小売業者から同項の特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設等において輸入するもの</p>	<p>（試験方法の指定）</p>	<p>第七十四条 法の別表第三三〇一・二五号の一の(一)に規定する政令で定める試験方法は、ペパーミント油が含有するアルコールをアセチル化した上で、ペパーミント油が含有する全てのエステルを酢酸エステルとみなし、これをけん化することにより定量し、当該エステルを構成するアルコールをメントールとして換算して得た数量を、メントールの総量とする方法とする。</p>
<p>十五 同上 十六 同上</p>	<p>十七 同上 十八 同上</p>	<p>同上</p>	<p>（試験方法の指定）</p>	<p>第七十四条 法の別表第三三〇一・二五号の一の(一)に規定する政令で定める試験方法は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十一条第一項（日本薬局方等）に規定する日本薬局方に定めるはつか油の定量法とする。</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（無税を適用するエチルアルコール（エタノール）等の証明方法）</p> <p>第四条 法の別表第一第二二〇七・一〇号の一の(B)、第二九〇九・一九号及び第三九〇一・一〇号の一の証明は、当該証明に係る貨物の輸入申告（特例申告（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。以下同じ。）に係る貨物（以下「特例申告貨物」という。）にあつては、特例申告）に際し、経済産業大臣が発給する証明書を税関長に提出することにより行うものとする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>（輸入数量の算出に係る政令で定める日）</p> <p>第十条の四 (省 略)</p> <p>2 法第七条の三第六項において読み替えて準用する同条第四項に規定する政令で定める日は、法の別表第一の六の各項に掲げる物品であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。</p> <p>一 環太平洋包括的及び先進的協定</p> <p>二 欧州連合協定</p> <p>3 5 (省 略)</p> <p>6 法第七条の六第五項において読み替えて準用する法第七条の三第四項に規定する政令で定める日は、法第七条の六第二項に規定する生きている豚又は豚肉等であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、</p>	<p>（無税を適用するエチルアルコール（エタノール）及びエチルターシャリーブチルエーテルの証明方法）</p> <p>第四条 法の別表第一第二二〇七・一〇号の一の(B)及び第二九〇九・一九号の証明は、当該証明に係る貨物の輸入申告（特例申告（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。以下同じ。）に係る貨物（以下「特例申告貨物」という。）にあつては、特例申告）に際し、経済産業大臣が発給する証明書を税関長に提出することにより行うものとする。</p> <p>2 同上</p> <p>（輸入数量の算出に係る政令で定める日）</p> <p>第十条の四 同上</p> <p>2 法第七条の三第六項において準用する同条第四項に規定する政令で定める日は、法の別表第一の六の各項に掲げる物品であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。</p> <p>3 5 同上</p> <p>6 法第七条の六第五項において準用する法第七条の三第四項に規定する政令で定める日は、法第七条の六第二項に規定する生きている豚又は豚肉等であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、環太</p>

それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。

一 環太平洋包括的及び先進的協定
二 欧州連合協定

(輸入数量の算出方法)

第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。第二十五条第四項の表及び別表第一において同じ。）に係る数量として、関税法第二百二条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下「貿易統計」という。）に計上される数量（法の別表第一の六の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この条、第十六条第二項及び第十九条の八第四項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成三十一年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの（平成七年度から平成三十年度までの各年度の初日から当該各年度の発動日（同項に規定する発動日をいう。）が属する月の前々月の末日までに関税法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場

環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。

(輸入数量の算出方法)

第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。第二十五条第四項の表及び別表第一において同じ。）に係る数量として、関税法第二百二条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下「貿易統計」という。）に計上される数量（法の別表第一の六の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この条において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成三十一年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの（平成七年度から平成二十九年までの各年度の初日から当該各年度の発動日（同項に規定する発動日をいう。）が属する月の前々月の末日までに関税法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十の規定に

合を含む。)又は第六十二条の十の規定による承認(第十九条の八第二項第二号において「蔵入れ承認等」という。)を受けたものを除く。)の統計計上数量を平成三十一年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

2・3 (省 略)

4 第一項又は前項の場合において、第十条の四第一項又は第二項に定める日が月の初日以外の日であるときは、それぞれ同日の属する月における法の別表第一の六に掲げる物品であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

2 第十六条 (省 略)
(国内消費量の算出方法)

2 前項の場合において、法第七条の三第六項において読み替えて準用する同条第四項に規定する国内消費量を同条第七項の規定により算出するときであつて、第十条の四第二項に定める日が月の初日以外の日であるときは、同日の属する月における法の別表第一の六に掲げる物品であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の

よる承認(第十九条の八第二項第二号において「蔵入れ承認等」という。)を受けたものを除く。)の統計計上数量を平成三十年[度]における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

2・3 同 上

4 第一項又は前項の場合において、第十条の四第一項に規定する日の属する月における法の別表第一の六に掲げる物品であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

5 第三項の場合において、オーストラリア協定の効力発生の日から一年を経過した日(以下この項において「一年経過日」という。

)の属する月における法第七条の三第六項において準用する同条第四項に規定する飼料用麦であつてオーストラリアを原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から一年経過日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とし、同月における同項のオーストラリア協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量は、一年経過日から同月末日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

第十六条 同 上
(国内消費量の算出方法)

初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計上数量とする。

（生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量の算出方法）

第十八条（省 略）

2（省 略）

3 前二項の場合において、第十条の四第三項に定める日が月の初日以外の日であるときは、同日の属する月における法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計上数量とする。

（豚肉等の輸入数量等の算出方法）

第十九条（省 略）

2（省 略）

3 第十六条第一項の規定は、法第七条の六第五項において読み替えて準用する法第七条の三第四項に規定する国内消費量を、法第七条の六第六項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する場合について準用する。

4 前三項の場合において、第十条の四第四項から第六項までに定める日が月の初日以外の日であるときは、それぞれ同日の属する月における法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計上数量とする。

（生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量の算出方法）

第十八条 同 上

2 同 上

3 前二項の場合において、第十条の四第三項に規定する日の属する月における法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計上数量とする。

（豚肉等の輸入数量等の算出方法）

第十九条 同 上

2 同 上

3 第十六条の規定は、法第七条の六第五項において準用する法第七条の三第四項に規定する国内消費量を、法第七条の六第六項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する場合について準用する。

4 前三項の場合において、第十条の四第四項及び第五項に規定する日の属する月における法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計上数量とする。

(修正対象物品の輸入数量の算出方法)
第十九条の八 (省 略)

2・3 (省 略)

4 前項の場合において、環太平洋包括的及び先進的協定が環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国について月の初日以外の日に効力を生ずるときは、当該効力を生ずる日の属する月における別表第一の四の項から二十三の項までの下欄に掲げる物品であつて当該締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

(法第七条の八第五項に規定する政令で定める修正対象物品及び同条第四項の規定の適用に関する技術的読替え)

2 第十九条の十 (省 略)
法第七条の八第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定 第七条の八 第四項	読み替えられる字句	読み替える字句
	毎月末	毎旬の末日
	翌月末日	同日から起算して五日(行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号(行政機関の休日)に掲げる日をいう。)の日数は、算入しない。)を経過した日

3 前項の規定にかかわらず、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛

(修正対象物品の輸入数量の算出方法)
第十九条の八 同 上

2・3 同 上

(法第七条の八第五項に規定する政令で定める修正対象物品及び同条第四項の規定の適用に関する技術的読替え)

2 第十九条の十 同 上
同 上

読み替える法の規定 第七条の八 第四項	読み替えられる字句	読み替える字句
	財務大臣 毎月末	税関長 毎旬の末日
	同 上	同 上

3 同 上

肉については、環太平洋包括的及び先進的協定発効年度の初日から起算して十年を経過した日から環太平洋包括的及び先進的協定発効年度の初日から起算して十五年を経過する日までの間は、法第七条の八第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七条の八第四項	毎月末 の輸入数量	毎旬の末日 の輸入数量（以下この項において「第一輸入数量」という。）
	翌月末日	同日から起算して五日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号（行政機関の休日）に掲げる日をいう。以下この項において同じ。）の日数は、算入しない。）を経過した日までに、当該年度の各四半期の初日から当該四半期の毎旬の末日までの修正対象物品の輸入数量（以下この項において「第二輸入数量」という。）について同日から起算して五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七条の八第四項	財務大臣 毎月末 同上	税関長 毎旬の末日 同上
	翌月末日	同日から起算して五日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号（行政機関の休日）に掲げる日をいう。以下この項において同じ。）の日数は、算入しない。）を経過した日までに、当該年度の各四半期の初日から当該四半期の毎旬の末日までの修正対象物品の輸入数量（以下この項において「第二輸入数量」という。）を同日から起算して五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日

<p>当該輸入数量 二輸入数量</p>	<p>同上 同上</p>
<p>4 (省 略)</p> <p>(原産地の意義) 第二十六条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 インドネシア、フィリピン及びベトナムの三箇国(以下この項において「東南アジア諸国」という。)のうちの一の国から本邦へ輸出される物品で当該物品の生産(当該物品の生産のために原料又は材料として使用された物品の生産を含む。)が東南アジア諸国のうち二以上の国(当該物品を本邦へ輸出する国を含む場合に限る。)を通じて行われたもの(前二項の規定によりその原産地が定められるものを除く。)については、東南アジア諸国を一の国とみなして、前二項の規定を適用する。この場合において、その原産地が東南アジア諸国とされる物品については、当該物品を本邦へ輸出する国を当該物品の原産地とする。</p>	<p>4 同上</p> <p>(原産地の意義) 第二十六条 同上</p> <p>2 同上</p> <p>3 インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ及びベトナムの五箇国(以下この項において「東南アジア諸国」という。)のうちの一の国から本邦へ輸出される物品で当該物品の生産(当該物品の生産のために原料又は材料として使用された物品の生産を含む。)が東南アジア諸国のうち二以上の国(当該物品を本邦へ輸出する国を含む場合に限る。)を通じて行われたもの(前二項の規定によりその原産地が定められるものを除く。)については、東南アジア諸国を一の国とみなして、前二項の規定を適用する。この場合において、その原産地が東南アジア諸国とされる物品については、当該物品を本邦へ輸出する国を当該物品の原産地とする。</p>
<p>(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定) 第三十二条 法第九条第一項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。</p> <p>一 三 (省 略)</p> <p>四 法の別表第一第○四〇四・一〇号の一の(一)の(2)の(ii)の2及び(二)の(2)の(ii)の2並びに第○四〇四・九〇号の一の(一)の(2)、(二)の(2)及び(三)の(2)に掲げるホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品のうち乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもの</p> <p>五 法の別表第一第○四〇六・一〇号、第○四〇六・四〇号及び第○四〇六・九〇号に掲げるチーズ及びカード</p> <p>六 十五 (省 略)</p>	<p>(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定) 第三十二条 同上</p> <p>一 三 同上</p> <p>四 法の別表第一第○四〇四・一〇号の一の(一)の(2)の(ii)の2及び(二)の(2)の(ii)の2並びに第○四〇四・九〇号の一の(一)の(2)、(二)の(2)及び(三)の(2)に掲げるホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品のうち乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもの</p> <p>五 法の別表第一第○四〇六・一〇号、第○四〇六・四〇号、第○四〇六・九〇号に掲げるチーズ及びカード</p> <p>六 十五 同上</p>

2 法第九条第二項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一 (省 略)

二 関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ(いずれも機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ、関税割当制度に関する政令(昭和三十六年政令第五百十三号)別表第〇四〇四・一〇号の項で定めるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもの)で第一条に規定する配合飼料の製造に使用するものに係る数量以内のもの(次号において「関税割当飼料用ホエイ」という。)、同表第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項で定める数量以内のもの(次号及び別表第一の二十四の項において「関税割当調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ」という。)並びに法第八条の六第一項の譲許の便益の適用を受けるものを除く。)のうち青色に着色したものの(農林水産省令で定める方法により着色したものに限る。次条第二項第二号において同じ。)であつて、飼料以外の用途に適さないもので財務省令で定める規格を備える配合飼料の製造に使用するもの

三 関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ(いずれも機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ及び関税割当飼料用ホエイを除く。)並びに関税率表第〇四〇四・九〇号の一に掲げるミルクの天然の組成分から成る物品(関税割当制度に関する政令別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項で定める数量以内のものを除く。)のうち、砂糖を加えたもの及び関税割当調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ以外の乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用

2 同上

一 同上

二 関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ(いずれも機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ、関税割当制度に関する政令(昭和三十六年政令第五百十三号)別表第〇四〇四・一〇号の項で定めるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもの)で第一条に規定する配合飼料の製造に使用するものに係る数量以内のもの(次号において「関税割当飼料用ホエイ」という。)、同表第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項で定める数量以内のもの(次号及び別表第一の二十四の項において「関税割当調製粉乳用ホエイ」という。)並びに法第八条の六第一項の譲許の便益の適用を受けるものを除く。)のうち青色に着色したものの(農林水産省令で定める方法により着色したものに限る。次条第二項第二号において同じ。)であつて、飼料以外の用途に適さないもので財務省令で定める規格を備える配合飼料の製造に使用するもの

三 関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ(いずれも機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ及び関税割当飼料用ホエイを除く。)並びに関税率表第〇四〇四・九〇号の一に掲げるミルクの天然の組成分から成る物品(関税割当制度に関する政令別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項で定める数量以内のものを除く。)のうち、砂糖を加えたもの及び関税割当調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ以外の乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもの

用するもの
四〇十 (省 略)

(国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例を適用しない貨物)
第三十八条 法第十三条第二項に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる貨物に該当する外国貨物を原料として製造された貨物とする。

一〇二十六 (省 略)

二十七 関税率表第二〇〇八・九九号の二の(二)のBの(d)に掲げる貨物のうち、ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス) 以外のもの

二十八 関税率表第二一〇一・一二号の二の(一)、第二一〇一・二〇号の二の(一)、第二一〇六・一〇号の一並びに第二一〇六・九〇号の一並びに二の(一)及び(二)のEの(a)のハの(ロ)のIIに掲げる貨物
二十九 関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のAに掲げる貨物のうち、分蜜糖のもの

三〇三三十五 (省 略)

別表第一(第十九条の二関係)

項名	経済連携協定	品名
一	(省 略)	(省 略)
二	(省 略)	(省 略)
三	(省 略)	(省 略)
二十	環太平洋包括的	その他のホエイ(関税率表第〇四〇)

四〇十 同 上

(国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例を適用しない貨物)
第三十八条 同 上

一〇二十六 同 上

二十七 同 上

二十八 同 上

二十九 関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(b)のハの(ロ)のIIの(II)に掲げる貨物のうち、関税率表第二一二・二二・二二号の物品(ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)を除く。)のもの
三〇三三十五 同 上

別表第一(第十九条の二関係)

項名	経済連携協定	品名
一	同 上	同 上
二	同 上	同 上
三	同 上	同 上
二十	環太平洋包括的	その他のホエイ(関税率表第〇四〇)

三 四 十 ～ 五 二十		四
(省 略)		及び先進的協定
(省 略)	四・一〇号の一に掲げる物品のうち、機構輸入品、関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号の項で定める数量以内のもの、関税割当調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ、法第八条の六第一項の譲許の便益の適用を受けるもの及び法第九条第二項の譲許の便益の適用を受けるもの（第三十二条第二項第二号に掲げる物品に限る。）以外のものをいう。以下この表において同じ。）のうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の二十五%未満のもの	

三 四 十 ～ 五 二十		四
同 上		及び先進的協定
同 上	四・一〇号の一に掲げる物品のうち、機構輸入品、関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号の項で定める数量以内のもの、関税割当調製粉乳用ホエイ、法第八条の六第一項の譲許の便益の適用を受けるもの及び法第九条第二項の譲許の便益の適用を受けるもの（第三十二条第二項第二号に掲げる物品に限る。）以外のものをいう。以下この表において同じ。）のうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の二十五%未満のもの	

○ 関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第一条、第二条関係）	別表（第一条、第二条関係）	同上	同上
暫定法別表 第一の番号	品名	暫定法別表 第一の番号	品名
一〇四〇一・ 一〇四〇一・ 〇四〇一・ 二〇四〇一・ 〇四〇一・ 四〇四〇一・ 〇四〇一・ 五〇四〇一・ 〇四〇三・ 一〇四〇三・ 〇四〇三・ 九〇四〇三・ 〇四〇四・ 九〇四〇四・ 一八〇六・ 二〇四〇六・ 一八〇六・ 九〇四〇一・ 一〇四〇一・	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）、バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）、ミルクの天然の組成分から成る物品、関税率表」という。）	同上	同上
	期間		期間
	数量		数量
	平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで		平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
	一三三、九四〇トン（全乳換算数量とし、当該物品の全重量のうち脂肪分の割合に一五・一二を乗じて得た数に当該物品の全重量のうち無脂乳固形の割合に六・五九を乗じて得た数を加えて得た数を当		同上

九〇	一九〇一・	二〇	一九〇一・	二〇	一九〇八・	一九	一九〇八・	一四	一九〇八・	一三	一九〇八・	一二	一九〇八・	一一	一九〇七・	一〇	一九〇七・	二〇	一九〇七・
<p>とうもろこしのうちその他のもの</p> <p>麦芽（いつてあるかないかを問わない。）</p> <p>でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一種以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるも</p>																			
<p>平成三一年四月一日から平成三二年三月三十一日まで</p> <p>平成三一年四月一日から同年九月三〇日まで</p> <p>平成三一年四月一日から平成三二年三月三十一日まで</p>																			
<p>九一、一〇〇トン</p> <p>二八二、〇〇〇トン</p> <p>一五七、〇〇〇トン</p>																			
同上																			
同上																			
<p>平成三〇年四月一日から平成三一年三月三十一日まで</p> <p>平成三〇年一月一日から平成三一年三月三十一日まで</p> <p>平成三〇年四月一日から平成三一年三月三十一日まで</p>																			
<p>一〇四、〇〇〇トン</p> <p>二三六、四〇〇トン</p> <p>一六五、六〇〇トン</p>																			

一八〇六・ 二〇		九二 九	一 二 二 二 ・		四二 一 二 〇 二 ・		一 二 〇 二 ・ 三 〇 一 二 〇 二 ・ 四 一 一 二 〇 二 ・ 四 二	の（小麦でん粉を含有するものを除く。）
食品（塊状、板状又	ココアを含有する調製	こんやく芋（アモルフオファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	平成三一年四月一日か	平成三一年四月一日か	平成三一年三月三日まで	平成三一年四月一日か	落花生（煎つてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）	
四月一日か	平成三一年	平成三一年三月三日まで	平成三一年四月一日か	平成三一年四月一日か	平成三一年三月三日まで	平成三一年四月一日か		
〇トン	一、〇〇	二六七トン（荒粉換算数量とし、生芋一トンは、荒粉〇・一五八トンに、精粉一トンは、荒粉一・七六一トンにそれぞれ換算するものとする。）	〇トン	二六七トン（荒粉換算数量とし、生芋一トンは、荒粉〇・一五八トンに、精粉一トンは、荒粉一・七六一トンにそれぞれ換算するものとする。）	〇トン	七五、〇〇		
同上		同上	同上	同上		同上		
同上		同上	同上	同上		同上		
四月一日か	平成三〇年	平成三一年三月三日まで	平成三〇年四月一日か	平成三〇年四月一日か	平成三一年三月三日まで	平成三〇年四月一日か		
〇トン	一六、七〇	同上	同上	同上		同上		

二一〇六・ 九〇	二〇〇八・ 二〇	二〇〇二・ 九〇	
調製食用脂（関税率表 第〇四・〇五項の物品 の含有量が全重量の三	パイナップルのうち、 気密容器入りのもので 、容器とも一個の重 量が一〇キログラム以 下のもの（細片にし、 破碎し又はパルプ状に したものを除く。）	トマトピューレー及び トマトペーストのうち 、トマトケチャップそ の他のトマトソースの 製造に使用するもの	は棒状のもので、その 重量が二キログラムを 超えるもの及び液状、 ペースト状、粉状、粒 状その他これらに類す る形状のもので、正味 重量が二キログラムを 超える容器入り又は直 接包装にしたものに限 るものとし、砂糖を加 えたものを除く。）の うち、チョコレート の製造用のもの
平成三一年 四月一日か ら平成三二	平成三一年 四月一日か ら平成三二 年三月三一 日まで	平成三一年 四月一日か ら平成三二 年三月三一 日まで	平成三二 年三月三一 日まで
一一、五五 〇トン	三八、八〇 〇トン	三七、八〇 〇トン	

同上	同上	同上	
同上	同上	同上	
平成三〇年 四月一日か ら平成三一	平成三〇年 四月一日か ら平成三一 年三月三一 日まで	平成三〇年 四月一日か ら平成三一 年三月三一 日まで	平成三一 年三月三一 日まで
同上	四〇、三〇 〇トン	三八、三〇 〇トン	

四一〇七・	一二〇七・	四一〇七・	一一〇七・	四一〇四・	四一〇四・	四一〇四・	一九〇四・	一一〇四・	一一〇四・	四一〇四・	九〇一・	四一〇一・	五〇一・	四一〇一・	二〇一・	四一〇一・		
<p>牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。中）のものうちなめしを終えてないもの）</p>																	調製食用脂のうちその他のもの	○%を超え七〇%以下のものに限る。以下この項において同じ。）のうちニュージールランドを原産地とするもの
												平成三一年四月一日から平成三二年三月三十一日まで	平成三一年四月一日から平成三二年三月三十一日まで	年三月三十一日まで	七、四二七トン	年三月三十一日まで		
												同上	同上	同上	同上	同上		
												平成三〇年四月一日から平成三一年三月三十一日まで	平成三〇年四月一日から平成三一年三月三十一日まで	年三月三十一日まで	同上	同上		
												同上	同上	同上	同上	同上		

一九
四一〇七・
九一
四一〇七・
九二
四一〇七・
九九

及びなめし過程にないもの、牛又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものとびクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。以下この項において同じ。）のうち、染色したものを以外のも（クロムなめしのもを除く。）及び牛又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。））で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。以下この項において同じ。）のうち、染色し又は模様付けしたものを以外のもの

<p style="text-align: center;">四一〇五・ 三〇六・ 四一〇六・ 二二 四一・二・ 〇〇 四一・三・ 一〇</p>	
<p>羊及びやぎのなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもの及び、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、染色したものを並びに革及びやぎ革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。）のうち、染色し又は模様付けしたものは</p>	<p>牛又は馬類の動物のなめした皮のうち、染色したものと及び牛又は馬類の動物の革のうち、染色し又は模様付けしたもの</p>
<p style="text-align: center;">平成三一年 四月一日か ら平成三二 年三月三一 日まで</p>	<p style="text-align: center;">平成三一年 四月一日か ら平成三二 年三月三一 日まで</p>
<p style="text-align: center;">一、〇七〇 〇〇〇平 方メートル</p>	<p style="text-align: center;">一、四六六 〇〇〇平 方メートル</p>
<p style="text-align: center;">同 上</p>	
<p style="text-align: center;">同 上</p>	<p style="text-align: center;">同 上</p>
<p style="text-align: center;">平成三〇年 四月一日か ら平成三一 年三月三一 日まで</p>	<p style="text-align: center;">平成三〇年 四月一日か ら平成三一 年三月三一 日まで</p>
<p style="text-align: center;">同 上</p>	<p style="text-align: center;">同 上</p>

○ 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和四十年政令第二百八十二号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（輸入加糖調製品）</p> <p>第一条 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号。以下「法」という。）第二条第五項の政令で定める調製品は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七 （省 略）</p> <p>八 関税暫定措置法別表第一第二〇〇八・九九号の二の(一)のBの(c)のロに掲げるもの</p> <p>九 関税暫定措置法別表第一第二一〇一・一一号の一に掲げるもの</p> <p>十 関税暫定措置法別表第一第二一〇一・一二号の一の(一)に掲げるもの</p> <p>十一 関税暫定措置法別表第一第二一〇一・一二号の二の(二)のAの(b)に掲げるもの</p> <p>十二 関税暫定措置法別表第一第二一〇一・二〇号の二の(二)のAの(b)に掲げるもの</p> <p>十三 関税暫定措置法別表第一第二一〇六・一〇号の二の(一)のBに掲げるもの</p> <p>十四 関税暫定措置法別表第一第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)に掲げるもの</p>	<p>（輸入加糖調製品）</p> <p>第一条 同上</p> <p>一～七 同上</p> <p>八 同上</p> <p>九 同上</p> <p>十 同上</p> <p>十一 同上</p> <p>十二 同上</p> <p>十三 同上</p>

○ 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第一条、第二条関係）	別表第一（第一条、第二条関係）	別表第一（第一条、第二条関係）	別表第一（第一条、第二条関係）
項名	項名	項名	項名
経済連携協定	経済連携協定	経済連携協定	経済連携協定
八～一 （省略）	八～一 （省略）	八～一 同上	八～一 同上
環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「環太平洋包括的及び先進的協定」という。）	（一）～（一九）（省略） （二〇） 関税率表第一七〇二・九〇号の二に掲げる物品（分蜜糖のものを除く。）、関税率表第一九〇一・二〇号の二の（三）のAの（b）に掲げる物品（米粉調製品及び小麦粉調製品を除く。）、関税率表第一九〇一・九〇号の二の（一）のAの（a）に掲げる物品（各成分のうち砂糖の重量が最大のものを以外のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）、同号の二の（三）のAの（b）に掲げる物品（米粉調製品及び小麦粉調製品を除く。）、関税率表第二〇〇八・九九号の二の（一）のBの（c）の口に掲げる物品（小売用の容器入りにしたもので、容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）、関税率表第二一〇一・一	（一）～（一九） 同上 （二〇） 関税率表第一七〇二・九〇号の二に掲げる物品（分蜜糖のものを除く。）、関税率表第一九〇一・二〇号の二の（三）のAの（b）に掲げる物品（米粉調製品及び小麦粉調製品を除く。）、関税率表第一九〇一・九〇号の二の（一）のAの（a）に掲げる物品（各成分のうち砂糖の重量が最大のものを以外のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）、同号の二の（三）のAの（b）に掲げる物品（米粉調製品及び小麦粉調製品を除く。）、関税率表第二一〇一・二〇号の二の（一）及び二の（二）のAの（b）並びに第二一〇一・二〇号の二の（二）のAの（b）に掲げる物品、関税率表第二一〇六・九〇号の二の（二）のEの（a）のイに掲げる物品（各	（一）～（一九） 同上 （二〇） 関税率表第一七〇二・九〇号の二に掲げる物品（分蜜糖のものを除く。）、関税率表第一九〇一・二〇号の二の（三）のAの（b）に掲げる物品（米粉調製品及び小麦粉調製品を除く。）、関税率表第一九〇一・九〇号の二の（一）のAの（a）に掲げる物品（各成分のうち砂糖の重量が最大のものを以外のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）、同号の二の（三）のAの（b）に掲げる物品（米粉調製品及び小麦粉調製品を除く。）、関税率表第二一〇一・二〇号の二の（一）及び二の（二）のAの（b）並びに第二一〇一・二〇号の二の（二）のAの（b）に掲げる物品、関税率表第二一〇六・九〇号の二の（二）のEの（a）のイに掲げる物品（各
品名	品名	品名	品名

<p>(二二) ～ (三四) (省略)</p> <p>二号の一の(一)及び二の(二)のAの(b)並びに第二一〇一・二〇号の二の(二)のAの(b)に掲げる物品、関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のイに掲げる物品(各成分のうち砂糖の重量が最大のものに限る。)、同号の二の(二)のEの(a)のハの(イ)に掲げる物品並びに関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のIに掲げる物品</p>	<p>(三五) 関税率表第二〇〇八・九九号の二の(一)のBの(c)のロに掲げる物品(小売用の容器入りにしたもの(容器とも一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。))を除く。及び関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のIIIの(II)に掲げる物品(砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のものを除く。)</p>	<p>(三六) 関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のIIに掲げる物品及び同号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のIIIの(II)に掲げる物品(砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のものに限る。)</p>	<p>(三七) 関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のIIIの</p>
--	--	--	--

<p>(二二) ～ (三四) 同上</p> <p>成分のうち砂糖の重量が最大のものに限る。)、同号の二の(二)のEの(a)のハの(イ)に掲げる物品(各成分のうち関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のイに掲げる物品の重量が最大のものを除く。))並びに関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のIに掲げる物品</p>	<p>(三五) 同上</p>	<p>(三六) 関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のIIIの</p>
--	----------------	--

	十	十 同上
<p style="text-align: center;">経済上の連携に 関する日本国と 欧州連合との間 の協定</p>	<p style="text-align: center;">(三八) (省略)</p> <p style="text-align: center;">(二) (八) (省略)</p> <p style="text-align: center;">(九) 関税率表第一七〇一・一三号、 第一七〇一・一四号の一の(二)、第 一八〇六・一〇号の一、第一九〇 一・九〇号の二の(一)のAの(b)、第 二〇〇五・四〇号の一の(二)、第二 〇〇五・五一号の一の(二)、第二〇 〇五・九九号の一の(一)のB並びに 第二一〇六・九〇号の二の(二)のE の(a)のハの(ロ)のII及びIIIの(I)に掲 げる物品並びに同号の二の(二)のE の(a)のハの(ロ)のIIIの(II)に掲げる物 品(砂糖を除く各成分のうち、ソ ルビトールの重量が最大のものに 限る。)</p>	<p style="text-align: center;">(三八) (同上)</p> <p style="text-align: center;">(二) (八) 同上</p> <p style="text-align: center;">(九) 関税率表第一七〇一・一三号、 第一七〇一・一四号の一の(二)、第 一八〇六・一〇号の一、第一九〇 一・九〇号の二の(一)のAの(b)、第 二〇〇五・四〇号の一の(二)、第二 〇〇五・五一号の一の(二)、第二〇 〇五・九九号の一の(一)のB及び第 二一〇六・九〇号の二の(二)のEの (a)のハの(ロ)のIIに掲げる物品、同 号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のIII の(I)に掲げる物品(小売用の容器 の(I)に掲げる物品(小売用の容器 入りにしたものを(容器とも)一個 の重量が五〇〇グラム以下のもの に限る。)を除く。)並びに同号 の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のIII の(II)に掲げる物品(砂糖を除く各成 分のうち、ソルビトールの重量が 最大のものに限る。)</p>
<p style="text-align: center;">(二〇) (省略)</p> <p style="text-align: center;">(二一) 関税率表第一七〇二・九〇号</p>	<p style="text-align: center;">(二〇) 同上</p> <p style="text-align: center;">(二一) 関税率表第一七〇二・九〇号</p>	<p style="text-align: center;">(三七) 関税率表第二一〇六・九〇号 の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のIIIの (II)に掲げる物品(砂糖を除く各成 分のうち、ソルビトールの重量が 最大のものを除く。)</p>

の二に掲げる物品（分蜜糖のものを除く。）、関税率表第一九〇一・二〇号の二の(三)のAの(b)に掲げる物品（米粉調製品及び小麦粉調製品を除く。）、関税率表第一九〇一・九〇号の二の(一)のAの(a)に掲げる物品（各成分のうち砂糖の重量が最大のもの以外のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）、同号の二の(三)のAの(b)に掲げる物品（米粉調製品及び小麦粉調製品を除く。）、関税率表第二〇〇八・九九号の二の(一)のBの(c)の口に掲げる物品（小売用の容器入りにしたもので、容器とも一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）、関税率表第二一〇一・一二号の(一)及び二の(二)のAの(b)並びに第二一〇一・二〇号の二の(二)のAの(b)に掲げる物品、関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のイ及びハの(イ)に掲げる物品（各成分のうち砂糖の重量が最大のものに限る。）並びに同号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のIに掲げる物品

(二二) 〽(一七) (省 略)

(二八) 関税率表第二〇〇八・九九号の二の(一)のBの(c)の口に掲げる物品（小売用の容器入りにしたもの

の二に掲げる物品（分蜜糖のものを除く。）、関税率表第一九〇一・二〇号の二の(三)のAの(b)に掲げる物品（米粉調製品及び小麦粉調製品を除く。）、関税率表第一九〇一・九〇号の二の(一)のAの(a)に掲げる物品（各成分のうち砂糖の重量が最大のもの以外のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）、同号の二の(三)のAの(b)に掲げる物品（米粉調製品及び小麦粉調製品を除く。）、関税率表第二一〇一・一二号の(一)及び二の(二)のAの(b)並びに第二一〇一・二〇号の二の(二)のAの(b)に掲げる物品、関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のイ及びハの(イ)に掲げる物品（各成分のうち砂糖の重量が最大のものに限る。）並びに同号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のIに掲げる物品

(二二) 〽(一七) 同 上

(二八) 関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のIIIに掲げる物品（砂糖を除く各成

	<p>(二九) (省略)</p> <p>(容器ともの一箇の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。)を除く。及び関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のⅢの(Ⅱ)に掲げる物品(砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のものを除く。)</p>
	<p>(二九) 同上</p> <p>分のうち、ソルビトールの重量が最大のものを除く。)</p>